

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	5	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険税)		
要望項目名	国民健康保険税に係る軽減措置の判定所得及び基準額の算定方法の見直し		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国民健康保険税に係る軽減措置の判定用所得及び基準額 ・特例措置の内容 国民健康保険税に係る軽減措置の判定用所得及び基準額について算定方法の見直しを行う。 		
関係条文	地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の5第1項		
減収見込額	[初年度] — (—)	[平年度] — (—)	(単位：百万円)
〔改正増減収額〕	—		
要望理由	<p>(1) 政策目的 国民健康保険税に係る軽減措置の判定用所得及び基準額について算定方法の見直しを行うことにより、世帯間の公平性を保ちつつ、判定用所得の算定に係る市町村の事務負担の軽減を図り、被保険者に分かりやすい制度とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 世帯間の公平性を保ちつつ、判定用所得の算定に係る市町村の事務負担の軽減を図り、被保険者に分かりやすい制度とする観点から、国民健康保険税に係る軽減措置の判定用所得及び基準額について算定方法の見直しを行う必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかるる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標9-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
合理性	政策の達成目標	国民健康保険税に係る軽減措置の判定用所得及び基準額について算定方法の見直しを行うことにより、世帯間の公平性を保ちつつ、判定用所得の算定に係る市町村の事務負担の軽減を図り、被保険者に分かりやすい制度とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成33年4月1日からの恒久措置。(P)
	同上の期間中の達成目標	国民健康保険税に係る軽減措置の判定用所得及び基準額について算定方法の見直しを行うことにより、世帯間の公平性を保ちつつ、判定用所得の算定に係る市町村の事務負担の軽減を図り、被保険者に分かりやすい制度とする。
政策目標の達成状況		—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国民健康保険税に係る軽減措置の判定用所得及び基準額について算定方法の見直しを行うことにより、世帯間の公平性を保ちつつ、判定用所得の算定に係る市町村の事務負担の軽減を図り、被保険者に分かりやすい制度とすることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国民健康保険税に係る軽減措置の判定用所得及び基準額について算定方法の見直しを行うことにより、世帯間の公平性を保ちつつ、判定用所得の算定に係る市町村の事務負担の軽減を図り、被保険者に分かりやすい制度とすることができる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 30 年度税制改正要望において軽減措置の判定用所得について算定方法の見直しを要望した結果、制度面及び法制面で課題があったため、引き続き検討することとなっている。